

定例監査の結果

1 監査の期間

平成31年1月10日から平成31年1月30日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

地域振興部 地域支援協働課及び市民課

(2) 対象期間

平成30年4月1日から平成30年11月30日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問による審査を実施した。

4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 地域支援協働課

ア 契約事務において、下記のとおり不備があった。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 契約締結伺いに、1者と随意契約を締結する正当な理由の記載のないものがあった。

(イ) 契約書に、契約保証金に関する事項の記載のないものがあった。

(ウ) 姉妹都市日本庭園整備業務で、業務実績を確認できる書類がなかった。

イ 公印の使用について、決裁文書を公印管守者に提示せずに使用しているものがあった。公印の重要性を認識し、適正な事務処理をされたい。

ウ 西尾市地域集会施設改修費等補助金において、補助事業等実績報告書の提出が事業の完了した日から30日を超えているものがあった。事務の執行にあたっては、西尾市地域集会施設改修費等補助金交付要綱に則った事務処理をされたい。

エ 要綱改正の起案において専決者の印もれがあった。西尾市決裁規程に則った事務処理を遂行されたい。

オ 西尾市吉田地区コミュニティーセンターの利用において、利用時間を超えた利用について変更の手続きがされていないものがあった。西尾市吉良地区コミュニティーセンターの管理及び運営に関する規則に則った管理を遂行されたい。

(2) 市民課

ア 契約締結伺いにおいて、1者と随意契約を締結する正当な理由の記載のないものがあつた。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

イ 臨時職員の雇用の起案で、伺いの主たる内容である雇用期間について、訂正印により訂正をしているものがあつた。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。